

社会福祉法人るんびに苑	役員旅費規程	頁	1
		文書番号	RS1021

(適用範囲)

第 1 条 社会福祉法人るんびに苑の役員旅費については、この規程によるものとする。

2. 前項の役員とは、定款第5条による理事及び監事で、毎年度当初に就任しているものをいう。ただし、情緒障害児短期治療施設るんびに学園の職員として給与を受けているものは除く。

(旅費の支払)

第 2 条 役員旅費は、理事会等の勤務について、各役員の自宅から本施設までの距離に応じて、以下の金額を都度、直接役員に支払う。

- (1) 自宅から本施設までの距離が30km未満の役員・・・1回2,000円
- (2) 自宅から本施設までの距離が30km以上60km未満の役員・・・1回3,000円
- (3) 自宅から本施設までの距離が60km以上80km未満の役員・・・1回4,000円
- (4) 自宅から本施設までの距離が80km以上100km未満の役員・・・1回5,000円
- (5) 自宅から本施設までの距離が100km以上120km未満の役員・・・1回6,000円
- (6) 自宅から本施設までの距離が120km以上の役員・・・1回7,000円

(制定・改廃)

第 3 条 この規程の制定・改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

1. この規程は、平成14年10月1日制定、実施する。
2. この規程は、平成17年2月1日一部改定、実施する。
3. この規程は、平成24年5月31日一部改定、実施する。